

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

○ 弘川ダム操作規則	(河川課)	一
○ 有害図書類の指定	(共同参画社会推進課)	三
○ 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課)	三
○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	三
○ 岸壁、物揚場及び棧橋の使用に係る使用料の徴収事務の委託	(水産業基盤整備課)	四
○ 建設業許可の取消し	(事業管理課)	四
○ 都市計画決定の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	五
○ 都市計画変更の図書の写しの縦覧	(同)	五
○ 都市計画事業の事業計画変更の認可	(下水道課)	五
公 告		
○ 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(二件)	(情報システム課)	五
○ 開発行為に関する工事の完了(二件)	(建築宅地課)	六

規 則

弘川ダム操作規則をここに公布する。

平成二十五年五月二十八日

○宮城県規則第五十九号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

目次

弘川ダム操作規則

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 貯水池の水位等(第三条・第六条)
第三章 貯水池の用途別利用(第七条・第九条)
第四章 洪水調節等(第十条・第十四条)
第五章 貯留された流水の放流(第十五条・第二十条)
第六章 点検、整備等(第二十一条・第二十三条)
第七章 雑則(第二十四条)
附則
第一章 総則
(趣旨)
第一条 弘川ダム(以下「ダム」という。)の操作については、この規則の定めるところによる。
第二条 ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持及び水道用水の供給をその用途とする。
第二章 貯水池の水位等
(洪水)
第三条 洪水は、流水の貯水池への流入量が毎秒十立方メートル以上である場合における当該流水とする。
(水位)
第四条 貯水池の水位は、ダム本体に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。
(平常時最高貯水位)
第五条 貯水池の平常時最高貯水位は、標高百二十・一メートルとする。
(洪水時最高水位)
第六条 貯水池の洪水時最高水位は、標高百三十・九メートルとする。
第三章 貯水池の用途別利用
(洪水調節等のための利用)
第七条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高百二十・一メートルから標高百三十・九メートルまでの容量六十四万立方メートルを利用して行うものとする。
(流水の正常な機能の維持のための利用)
第八条 流水の正常な機能の維持は、標高百十三・九メートルから標高百二十・一メートルまでの容

量十九万立方メートルのうち最大十五万立方メートルを利用して行うものとする。

(水道用水の供給のための利用)

第九条 水道用水の供給は、標高百十三・九メートルから標高百二十・一メートルまでの容量十九万立方メートルのうち最大四万立方メートルを利用して行うものとする。

第四章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第十条 弘川ダム管理事務所長(以下「所長」という。)は、洪水が予想されるときは、別に定めるところにより洪水警戒体制をとらなければならない。

(洪水警戒体制時における措置)

第十一条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに次に掲げる措置をとらなければならない。

一 土木部河川課その他別に定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集

二 その他洪水調節に関し必要な措置

(洪水調節等)

第十二条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が平常時最高貯水位を超える場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位低下)

第十三条 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調整を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により水位を平常時最高貯水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第十四条 所長は、別に定めるところにより、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合は、これを解除しなければならない。

第五章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することができる場合)

第十五条 ダムによって貯留された流水は、この規則に別の定めがある場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合にダムから放流することができる。

一 第二十一条第一項の規定により、ダム本体、貯水池及びダムに係る施設等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。

二 前号に掲げる場合のほか、別に定めるところにより特にやむを得ない理由があるとき。

2 前項の規定により放流する場合の放流量の限度は、毎秒〇・四七八立方メートルとする。

(放流の原則)

第十六条 所長は、ダムから放流を行う場合においては、別に定めるところにより、放流によって下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第十七条 所長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合には、ダム地点及び中在橋地点において、別表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる水量を確保できるようダムから必要な流水の放流を行わなければならない。

(水道用水の供給のための放流)

第十八条 所長は、水道用水の供給のため必要があると認める場合には、中在橋地点において、毎秒〇・〇一二立方メートル(千立方メートル/日)の水量を確保できるようダムから必要な流水の放流を行わなければならない。ただし、水道用水の供給のための放流は、河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第二十三条の規定による許可の範囲内とするものとする。

(放流に関する通知等)

第十九条 所長は、ダムから放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、別に定めるところにより、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

(ゲート等の操作)

第二十条 ダムから放流を行う場合のゲート及びバルブ(以下「ゲート等」という。)の操作については、別に定める。

第六章 点検、整備等

(計測、点検及び整備)

第二十一条 所長は、ダム本体、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つために必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

2 所長は、前項の計測、点検及び整備に関し必要な事項を定めなければならない。

(観測)

第二十二条 所長は、ダムを操作するために必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

2 所長は、前項の観測に関し必要な事項を定めなければならない。

(記録)

第二十三条 所長は、ゲート等を操作し、第二十一条第一項の規定による計測、点検及び整備を行い、又は前条第一項の規定による観測を行ったときは、別に定める事項を記録しておかなければならない。

第七章 雑則

(細則)

第二十四条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、平成二十五年六月一日から施行する。

別表(第十七条関係)

期 間	ダム地点水量	中在橋地点水量
五月一日から五月六日まで	毎秒〇・一八八立方メートル	毎秒〇・〇八立方メートル
五月七日から九月十五日まで	毎秒〇・〇五四立方メートル	毎秒〇・〇八立方メートル
九月十六日から翌年四月三十日まで	毎秒〇・〇四三立方メートル	毎秒〇・〇八立方メートル

告 示

○宮城県告示第四百七十六号

青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

平成二十五年五月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定図書類

番号	種 類	図 書 類 の 名 称	発 行 所
一	雑 誌	黄金のGT 6月号 12259106	(株)晋遊舎
二	雑 誌	増刊大衆 5月26日号 2043615/26	(株)双葉社
三	雑 誌	愛の体験スペシャルDX 1158516	(株)竹書房
四	雑 誌	禁断Lovers MAX vol.1 0857815	(株)ぶんか社
五	雑 誌	Petit Rose 2013 vol.2 18328106	(株)秋水社

六	コミック	感じるカラターHなラブトイ調教編♥	(有)光彩書房
七	雑 誌	裏モノJAPAN 2013 6月号 01805106	(株)鉄人社
八	書 籍	図解アリエナイ理科ノ実験室 64180163	(株)三オブックス
九	書 籍	図解アリエナイ理科ノ工作 64178167	(株)三オブックス

二 指定理由

図書類の内容が、一から六までの図書類にあつては著しく性的感情を刺激し、七から九までの図書類にあつては著しく犯罪を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第四百七十七号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成二十五年五月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
〇四五二七〇〇六〇二	なないろくれよん 黒川郡大和町吉田字 上童子沢二十一	放課後等デイサービス	社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会	平成二十五年 六月一日

○宮城県告示第四百七十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十五年五月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一二四〇〇二一〇	特定非営利活動法人 日本園去療法士協会 東北支部ホープ就労 支援センター 巨理郡巨理町五日町 二十二	就労継続支援A 1ピスの種類	特定非営利活 動法人日本園 去療法士協会	平成二十五年 六月一日

○宮城県告示第四百七十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五十八條第一項の規定により、岸壁、物揚場及び棧橋の使用（漁獲物を陸揚げする場合に限る。）に係る使用料の徴収事務を平成二十五年四月一日次のとおり委託した。

平成二十五年五月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

委託内容	委託期間	委託の相手方
塩釜漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用料の徴収	平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	塩竈市
石巻漁港、渡波漁港及び鮎川漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用料の徴収	平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	石巻市
気仙沼漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用料の徴収	平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	気仙沼市
女川漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用料の徴収	平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	女川町
志津川漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用料の徴収	平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	南三陸町
閉上漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用料の徴収	平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	名取市閉上四丁目十四番九号 宮城県漁業協同組合閉上支所
荒浜漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用料の徴収	平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	亘理郡亘理町荒浜字築港 通り二十五番地 宮城県漁業協同組合亘理支所

○宮城県告示第四百八十号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九條第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十五年五月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日
平成二十五年五月二十日

二 商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業許可番号	申請区分及び許可を取り消した建設業の種類	受付年月日
株式会社マルヨシ新和建設 武山 素子	石巻市南中里一丁目五十四	般一二十二号 第八百五十七号	全部廃業 一般建設業 土木工事業 建築工事業 大工工事業 石工工事業 土工工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 内装仕上工事業 水道施設工事業	平成二十五年 四月二十二日
松林建設機動 小野寺 征逸	気仙沼市赤岩老松八十七二	般一二十三百 第五千五百四十八号	全部廃業 一般建設業 土木工事業 石工工事業 土工工事業 ほ装工事業	平成二十五年 四月二十四日
誠和産業株式会社 北野 裕行	仙台市若林区卸町東五丁目三十三七	般一二十四千九 百五十一号	全部廃業 一般建設業 電気工事業 機械器具設置工事業	平成二十五年 四月二十五日
有限会社鳴瀬工業 今野 祐	大崎市鹿島台木間塚字大谷地二百九十六一四	般一二十四千九 百六十八号	全部廃業 一般建設業 土木工事業 ほ装工事業	平成二十五年 四月十七日
株式会社プラスワン 鹿嶋 寛英	仙台市青葉区北根一丁目一三三七	般一二十三 百七十三号	全部廃業 一般建設業 建築工事業 大工工事業 左官工事業 土工工事業 石工工事業 とび工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 鋼構造物工事業 鉄筋工事業 板金工事業 ガラス工事業 塗装工事業 防水工事業 内装仕上工事業 熱絶縁工事業 建具工事業	平成二十五年 四月二十四日

三 許可取消の原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第四百八十一号

利府町から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年五月二十八日

一 都市計画の種類及び名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 新中道地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百八十二号

利府町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年五月二十八日

一 都市計画の種類

宮城県知事 村 井 嘉 浩

仙塩広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十五年五月二十八日

一 施行者の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

東松島市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

「石巻広域都市計画及び松島観光都市計画下水道事業」から

「石巻広域都市計画下水道事業」に変更する。

2 名称

東松島市流域関連公共下水道

三 事業施行期間

平成四年三月十三日から平成二十六年三月三十一日まで

四 事業地

1 取用の部分

東松島市大曲字貝田、字上納前、字道下、赤井字川前三番、字川前二の一部

2 使用の部分

変更なし

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十五年五月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県財務・庶務等システム機器設備等提供保守業務一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 震災復興・企画部情報システム課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十五年五月二十一日

四 落札者の名称及び所在地 富士通り1ス株式会社東北支店（有限）財務・庶務等システム企業連合代表構成員） 仙台市青葉区一番町二丁目三番二十二号

五 落札金額 五億八千五百九十万円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十五年三月二十六日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十五年五月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県人事給与総合システム運用機器の賃貸借一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 震災復興・企画部情報システム課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十五年五月二十日

四 落札者の名称及び所在地 オリックス・レンテック株式会社仙台支店 仙台市青葉区花京院一丁目一番二十号

五 落札金額 四千四百四十七万八千円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十五年三月二十六日

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十五年五月二十八日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
塩竈市伊保石二番四十八並びに二番四十九及び二番五十三の各一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
黒川郡富谷町日吉台三丁目三番地十五
都澤 篤志
仙台市宮城野区岩切洞の口東一番地
有限会社みどり不動産

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十五年五月二十八日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
岩沼市中央二丁目八十七番一及び八十九番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
東京都西東京市東伏見三丁目六番十九号
タクトホーム株式会社